



2017年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社やまびこ
 代表者名 代表取締役社長執行役員 永尾 慶昭
 (コード番号 6250 東証第一部)
 問合せ先 管理本部総務部長 安田 一範
 (TEL 0428-32-6111)

決算期（事業年度末日）の変更および定款一部変更に関するお知らせ

2016年11月10日付で公表しました「決算期（事業年度末日）の変更に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当社は2017年6月29日に開催予定の第9回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期の変更を行うこととしております。

本日開催の取締役会において、2016年11月10日付公表時点で未確定となっております「定款変更の内容」について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、海外連結子会社と決算期を12月末に統一することで、予算編成や業績管理など経営および事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を2017年より毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第12条、第13条、第38条および第40条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第10期事業年度は、2017年4月1日から2017年12月31日までの9ヶ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

なお、現在決算期が12月31日以外の連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(招 集) 第12条 当社の定時株主総会は毎年 <u>6</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	(招 集) 第12条 当社の定時株主総会は毎年 <u>3</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。

<p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から <u>翌年3</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当(各事業年度において <u>4</u>月1日から<u>6</u>月<u>30</u>日までの間に実施す る金銭配当のうち最初のものをいう。)の 基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から <u>12</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当(各事業年度において <u>1</u>月1日から<u>3</u>月<u>31</u>日までの間に実施す る金銭配当のうち最初のものをいう。)の 基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 第38条の規定にかかわらず、第10期事業 年度は、2017年4月1日から同年12月31 日までの9ヶ月間とする。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、第10期事業年度経過 をもってこれを削除する。</u></p>
--	---

以 上